

PARK ボランティア活動規約(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 PARK ボランティア(以下「ボランティア」という)は、国営讃岐まんのう公園(以下「本公園」という。)内において公園美化活動や花壇の手入れなどの管理作業、里山づくり等当公園の運営管理に協力することを目的とする。

本規約は、当該活動が円滑に推進することを目的として定める。

(認定)

第2条 ボランティアは、別紙「PARK ボランティア申し込み用紙」に必要事項を記入し、管理センターに申込を行い、管理センターが認定し、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所公園課(以下「公園課」という。)が承諾した者又は団体とする。

(応募条件)

第3条 ボランティアは個人、グループ、団体、企業の種別を問わない。但し子供が参加する場合は、保護者や大人(引率の先生等)が付き添うものとする。また参加人数は1名～50名程度とする。

(公園との連絡調整)

第4条 ボランティアの個人または団体の担当者は、管理センターと活動内容や日程等について連絡調整を行い、活動の円滑な運営を図ることとする。

第2章 活動内容

(活動内容)

第5条 活動内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 公園内の美化活動
- 二 公園内の花壇、花畑などの管理作業
- 三 「さぬきの森」等の森づくりの活動
- 四 公園内の緑化活動
- 五 その他公園の管理運営に寄与する活動

- 2 活動にあたっては、公園職員またはそのエリアで活動しているボランティアの指示に従うものとする。
- 3 活動にあたっては公園規則を遵守し、ボランティアとして相応しい行動、言動、服装に十分配慮する。
- 4 活動内容については、活動報告を管理センターに提出するものとする。

(活動エリア)

第6条 活動エリアは本公園全域を対象とする。

(活動時間)

第7条 活動時間は、本公園の開園時間内とする。開園時間外における活動を行う場合については、事前に管理センターと協議するものとする。

第3章 車両入園許可証及び貸与物品

(車両入園許可証)

第8条 ボランティアには、車両入園許可証を交付する。

- 2 車両入園許可証の有効期間は活動当日限りとする。
- 3 車両入園許可証の取り扱いについては、次の各号に掲げる項目について遵守する事とする。
 - 一 車両入園許可証の使用は活動参加者のみとする。
 - 二 車両入園許可証は、活動終了後、料金所又は管理センターに返却するものとする。

(貸与物品)

第9条 活動に必要な備品については、事前に管理センターに協議し、管理センターが必要に応じて貸与する。貸与物品は活動終了後速やかに管理センターに返却するものとする。

第4章 入園方法の取扱い

(入園料・駐車料金の取扱い)

第10条 活動を目的とするボランティア本人の入園については、管理センターの発行する車両入園許可証を料金所に提示することにより、入園料・駐車料金は、無料とするものとする。

(車両規則)

第11条 駐車場以外の公園内への車両の乗り入れについては、原則認めないものとする。ただし、作業にあたって材料・機材等を運搬する必要がある場合は、事前に管理センターと協議し、入園時間及び走行ルート进行调整の上、承諾を得るものとする。

第5章 報酬・賠償等の取り扱い

(報酬)

第12条 ボランティアへの人件費及び交通費等の報酬は支給しないこととする。

(賠償)

第13条 ボランティアは、ボランティア活動中の事故等による第三者への損害について、管理センターに賠償を求めることは、原則できないものとする。ただし、ボランティアに責任が及ばない場合はこの限りではない。

(活動中の事故対応)

第14条 活動中の参加者の事故等が発生した場合は、管理センターにすみやかに報告するとともに、その対応については、すべて個人、企業、団体の責任で対応することとする。

(保険への加入)

第15条 活動に伴う保険は、必要に応じて、個人、企業、団体で加入し、対応をすることとする。

第6章 その他

(個人情報の取扱い)

第16条 ボランティアの個人情報(名前、住所、連絡先)は、まんのう公園管理センター個人情報保護方針に則り適切に管理する。個人情報は、本ボランティアの活動にかかわる事務ならびに応募に対するお知らせや情報提供などの目的に限り使用するものとする。

(活動のPR等)

第17条 ボランティア活動の記録(状況写真等)を企業等PR(パンフレットへの掲載、社報)に用いることは可能であるが、販売促進等に用いることはできない。

付則 この規約は、 年 月 日より施行する。